

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第53号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 1 月 9 日

2 契約担当部局

〒064-8516 札幌市中央区南22条西13丁目1番1号

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課総務係 電話 011-512-7330

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 図書・情報館複合機保守管理及び消耗品等供給業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 札幌市図書・情報館（札幌市中央区北1条西1丁目 札幌市民交流プラザ内）

(5) 入札方法 月額で行う。入札金額は、仕様書に示した令和 7 年度月間予定印刷枚数（不良出力等控除後）に 1 枚当たりの単価を乗じて得た額（円未満四捨五入）とフルタイム保守サービスの額との合計金額を記載することとする。また、別紙 1「入札書」の提出の際には別紙 2「単価内訳書」を添付し、単価については銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載してよいこととする。別紙 2「単価内訳書」は入札書とステープラーで留め、割印を押印すること。

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を別紙 1「入札書」に記載すること。これは、別紙 2「単価内訳書」の「合計金額」についても同様とする。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者。

(3) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「御小売業」、中分類「一般機械器具卸小売業」、小分類「事務用機械器具」かつ取扱品目「複合機」に登録されている者。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ場所
上記 2 に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和 7 年 1 月 28 日（火）9 時 00 分（送付による場合は必着）

(3) 開札の日時及び場所

令和 7 年 1 月 28 日（火）11 時 00 分

開札場所：札幌市教育委員会中央図書館 3 階研修室 A（札幌市中央区南22条西13丁目1-1）

(4) 入札書の提出方法

入札書及び単価内訳書は、別紙 1 及び別紙 2 の様式にて作成し、持参又は送付により提出する

こと。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 1 月 28 日（火）11 時 00 分開札 図書・情報館複合機保守管理及び消耗品等供給業務の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに令和 7 年 1 月 28 日（火）9 時 00 分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 7 年 1 月 28 日（火）11 時 00 分開札 図書・情報館複合機保守管理及び消耗品等供給業務の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに令和 7 年 1 月 28 日（火）9 時 00 分までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙 3）を入札書とともに提出すること。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、書面又は電子メールにより提出すること。なお、ファクシミリによる提出は認めない。

ア 提出期限

令和 7 年 1 月 16 日（木）17 時 00 分まで

イ 提出場所

(ア) 持参又は送付の場合

上記 2 と同じ

(イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「図書・情報館複合機保守管理及び消耗品等供給業務の質問について」とすること。

メールアドレス：chuolib-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

ウ 回答書の閲覧

令和 7 年 1 月 22 日（水）までに適宜、上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、中央図書館ホームページに掲載する。

(6) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことができる。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙 3）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、仕様書に示した予定印刷枚数（不良出力等控除後）に1枚当たりの契約単価を乗じて得た額（円未満四捨五入）とフルタイム保守サービスの額との合計金額の一年間分に相当する金額に、当該金額の10%の額（課税事業者にあつては消費税及び地方消費税の額として）を加算した金額（円未満切捨）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌平日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

る。

(8) 契約条項

別紙5のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。